

## 策定経緯

### (仮称) 徳島市景観まちづくり条例制定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 徳島市景観まちづくり条例(以下「景観まちづくり条例」という。)を制定するにあたり広く市民の意見を求めるため、景観まちづくり条例制定のための市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 景観まちづくり条例制定に関すること。
- (2) その他、本市の景観まちづくりに関すること。

(構成)

第3条 市民会議は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表者、公募市民等のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長をそれぞれ一名置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 市民会議の協議事項について専門的立場から助言を得るために、専門委員会を設置することができる。

2 委員は、委員長以下8名以内で構成する。

3 委員は、徳島県登録景観アドバイザーのうちから市長が委嘱する。

4 委員長は、委員の互選により定める。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 委員長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(解散)

第7条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、都市整備部まちづくり推進総室都市政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が委員に諮ってこれを定める。

附 則

1 この要綱は平成22年5月19日から施行する。

2 この要綱による最初の市民会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

## (仮称) 徳島市景観まちづくり条例制定市民会議 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属	備 考
大 島 美 里	社団法人徳島青年会議所 理事長	★
大 谷 博	公益財団法人徳島経済研究所 上席主任研究員	
梯 学	とくしま観光ガイドボランティア会 会長	
加 渡 いづみ	CFPファイナンシャル・プランナー	★
桑 原 恵	徳島大学総合科学部 教授	
坂 野 美恵子	四国大学生生活科学部生活科学科 教授	★
笹 川 英 治	社団法人徳島青年会議所 理事長	
佐 藤 幸 好	社団法人徳島県建築士会 会長	副会長
讃 野 由 高	公募委員	
島 田 和 男	徳島市コミュニティ連絡協議会 会長	
玉 有 繁	徳島文理大学総合政策学部 教授	
中 村 英 雄	NPO法人新町川を守る会 理事長	
中 山 尚 子	公募委員	
新 居 直	公募委員	
布 川 貴 由	公募委員	
松 家 秀 樹	社団法人徳島青年会議所 理事長	★
山 中 英 生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授	会長

★印は元委員

**(仮称) 徳島市景観まちづくり条例制定市民会議専門委員会 委員名簿**

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属	備 考
天 羽 英 雄	天羽建築設計事務所	
河 村 勝	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 技術職員	
喜 多 順 三	空間計画研究所	
真 田 純 子	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 助教	副委員長
中 野 真 弘	(有)真建築都市研究室	
花 岡 史 恵	Cプランニング	
林 茂 樹	徳島市都市デザイン委員会 会長	委員長
真 鍋 憲 資	社団法人徳島県建築士会 徳島支部 青年部長	

**市民会議等の開催状況**

年 度	会 議 名	概 要
平成22年度	第1回市民会議 (7月28日) 第2回市民会議 (11月30日) 第3回市民会議 (3月28日)	「徳島市景観計画」と「徳島市景観まちづくり条例」は、ともに景観法に基づき一体的な運用を行うものであることから、市民会議等においても計画と条例をまとめて協議したものです。
	第1回専門委員会 (7月7日) 第2回専門委員会 (7月21日) 第3回専門委員会 (11月16日) 第4回専門委員会 (2月28日)	
平成23年度	第4回市民会議 (11月18日) 第5回市民会議 (3月22日)	
	第5回専門委員会 (1月30日)	
平成24年度	第6回市民会議 (8月22日)	
	第6回専門委員会 (5月14日) 第7回専門委員会 (10月29日)	



# 徳島市景観計画 平成25年3月

発行：徳島市

編集：都市整備部 まちづくり推進総室 都市政策課  
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5249

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp>



心おどる水都

徳島